



平成 29 年 7 月 18 日

各 位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 月岡 隆
(コード番号：5019 東証第1部)
問合せ先 経理部 I R 室長 徳光 孝治
(TEL : 03-3213-9307)

株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ

平成 29 年 7 月 5 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が平成 29 年 7 月 3 日開催の取締役会で決議した普通株式 4,800 万株の発行(以下、「本新株式発行」という。)につき、平成 29 年 7 月 4 日付で、当社株主である日章興産株式会社、出光昭介氏、出光正和氏、出光正道氏、公益財団法人出光文化福祉財団及び公益財団法人出光美術館(以下、「日章興産ら」という。)から、本新株式発行の差止め仮処分の申立て(以下、「本申立て」という。)がなされておりましたが、本日、東京地方裁判所において本申立てを却下する決定がなされたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

平成 29 年 7 月 18 日

(2) 決定の内容

本申立てをいずれも却下する。

申立費用は債権者ら(日章興産ら)の負担とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 当社の今後の対応

当社は、本申立ての却下決定を受け、本新株式発行を予定どおり実施いたします。本新株式発行の概要につきましては、当社が公表しました平成29年7月3日付「公募による新株式発行に関するお知らせ」及び平成29年7月12日付「発行価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。